

別記様式（第3条関係）

介護保険居宅介護（支援）サービス計画に係る  
介護認定審査会資料提供申請書

平成 年 月 日

（あて先） 昭 島 市 長

申請者 事業者名 \_\_\_\_\_ 印

所在地 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

次のとおり介護認定審査会資料の提供を申請します。

なお、提供を受けた資料の取扱いについては、昭島市個人情報保護条例の規定及び裏面の遵守事項を守り、適正に管理することを誓約します。

要介護等 認定者	被保険者番号	_____	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日
	住 所	_____		
	フリガナ	_____		
	氏 名	_____		
提供資料 の内 訳	<input type="checkbox"/> 要介護等認定一次判定資料 <input type="checkbox"/> 認定調査票（特記事項） <input type="checkbox"/> 主治医意見書			

本人同意欄

居宅介護（支援）サービス計画を作成するため、上記資料を申請者に提供することに同意します。

要介護等認定者 本人署名 \_\_\_\_\_

代筆者氏名 \_\_\_\_\_

本人との関係（ ）

※事務処理欄

受 付	_____	確 認	<input type="checkbox"/> 本人同意署名 <input type="checkbox"/> 医師同意チェック <input type="checkbox"/> サービス計画届出
提供日	年 月 日		

## 別記様式（裏）

### 遵守事項

次の事項に反した場合は、以後の資料提供が受けられなくなることがあります。

- 1 提供を受けた資料は、本人の居宅介護（支援）サービス計画の作成以外の目的に使用してはならない。
- 2 資料提供により知り得た情報は、本人の文書による同意を得ることなく、本人以外の者に知らせてはならない。
- 3 資料提供を受けた事業者は、従業者又は従業者であった者が前2項の事項に反しないよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 本人の同意を得ることなく、提供を受けた資料を複写又は複製してはならない。
- 5 提供を受けた資料は、個人情報の漏えい等を防止するため、厳重かつ適正に管理しなければならない。
- 6 本人との居宅介護（支援）サービス利用に係る契約関係が終了した場合等、提供を受けた資料を保持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料（複写及び複製したものを含む。）を事業者の責任において廃棄しなければならない。
- 7 本人又は昭島市から提供を受けた資料の提示、廃棄又は返還を求められたときは、いつでもこれに応じなければならない。

### 昭島市個人情報保護条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いについて定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、削除並びに目的外の利用及び提供の中止を請求する市民の権利を明らかにし、もって市民の基本的人権の擁護を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- （2）個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものをいう。
- （3）市民 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが実施機関に個人情報を保有されている者をいう。
- （4）事業者 市内に事務所若しくは事業所を有する法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体及び事業を営む個人（以下「法人等」という。）又は市民の個人情報を保有し、若しくは保有しようとする法人等をいう。

（事業者の責務）

第4条 事業者は、個人情報保護の重要性を認識し、事業の実施に当たっては、その取扱いに適正を期し、市民の基本的人権を侵害することのないよう努めなければならない。

（事業者に対する立入調査等）

第30条 市長は、事業者が個人情報の取扱いに関し市民の基本的人権を侵害していると認めるとき、又はそのおそれがあると認めるときは、当該事業者に対して立入調査等の協力を求めることができる。

- 2 市長は、事業者が個人情報の取扱いに関し市民の基本的人権を侵害しているときは、当該事業者に対して、個人情報を適正に取り扱うよう指導し、又は勧告することができる。
- 3 市長は、事業者が前項の規定による勧告に従わないときは、当該事業者に意見を述べる等の機会を与えた上で、その事実を公表することができる。